

平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター  
代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓  
(コード番号：2127 東証第一部)  
問い合わせ先 専務取締役管理本部長 檜木 孝磨  
T E L 0 3 - 5 2 2 0 - 5 4 5 4

## 株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	:	39,988,800 株
②今回の分割により増加する株式数	:	39,988,800 株
③株式分割後の発行済株式総数	:	79,977,600 株
④株式分割後の発行可能株式総数	:	144,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数により記載しているものであり、下記の〈ご参考〉3. に記載の平成 24 年 2 月 9 日及び平成 24 年 2 月 10 日の取締役会の決定に基づく新株予約権の行使により増加いたします。

#### 3. 日程

(1) 基準日公告日	平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）
(2) 基 準 日	平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）
(3) 効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）

#### 4. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 第5条の変更の効力発生日を定めるため、附則3を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分に変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>72,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>144,000,000株</u> とする。
(新設)	附則 <u>3</u> <u>第5条の変更の効力発生日は、平成28年10月1日とする。なお、本附則3は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

5. 配当予想の修正について

今回普通株式1株を2株に分割することに伴い、平成28年4月28日付で開示いたしました「平成28年3月期 決算短信」に記載の平成29年3月期の期末配当予想額を以下のとおり修正いたします。

(単位；円)

	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成28年4月28日発表)	27.00	27.00	54.00
今回修正予想(注)	27.00	13.50	—
前期実績 (平成28年3月期実績)	19.00	30.00	49.00

(注) 今回の配当予想の修正は、株式分割による発行済株式総数の増加に伴う1株当たりの配当予想の修正であるため、平成28年4月28日に公表いたしました1株当たりの期末配当予想27円及び通期合計の54円に、実質的な変更はございません。

〈ご参考〉

1. 今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成28年10月1日(土曜日)を効力発生日としておりますので、平成29年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。
3. 今回の株式分割に伴い、当社が、当社取締役、当社監査役、当社従業員に対し発行している募集新株予約権(有償ストック・オプション)の新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を、平成28年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄名	調整前	調整後
平成24年2月9日及び平成24年2月10日の取締役会の決定に基づく新株予約権	630円	315円
平成27年4月9日の取締役会の決定に基づく新株予約権	4,325円	2,163円

4. 株主優待制度に関しましては、従前通り、毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。

以上